

災害等の被災学生等の学費等減免申請書

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

学部・大学院等名 _____ 学部・研究科 _____ 学科 _____ 専修 _____

学年 _____ 年 _____ 学籍番号 _____

フリガナ
本人氏名 _____

現住所 〒 _____ 電話番号 _____

フリガナ
学費負担者氏名 _____ 続柄 _____

学費負担者住所（罹災住所）
〒 _____ 電話番号 _____

被害状況（証明書に基づき該当する番号に をつけてください）

・家宅等被災状況

- 1．全壊 2．半壊 3．一部損壊 4．被害なし

水害による床上浸水は、一部損壊とみなします。

・収入状況

- 1．収入喪失 2．収入激減 3．変化なし

・家宅等被災状況を証明するために罹災(被災)証明書をまた、 収入状況を証明するために、災害の前後の収入状況を証明する書類(給与明細等)を添付してください。

.....
[学部等事務所記入欄]

受付日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 受付者： _____

罹災(被災)証明書受取

収入状況を証明する書類

【ご参考】

災害等の被災学生および生徒等の学費等減免に関する細則

(2003年11月11日規約第03 34号)

(所管:教務課長)

改正 2010年1月15日規約第09 58
号の3

(趣旨)

第1条 本大学は、大地震等の災害により修学が困難となる学生および生徒ならびに受験が困難となる入学志願者を救済することを目的として、被災学生および生徒等に対する学費等の減免制度を設けることとする。

2 前項に関わる学費等の取扱いは、学則および学費等の取扱いに関する細則に定めのあるもののほかは、この細則の定めるところによる。

(減免の対象者)

第2条 災害被災により学費等の減免の対象となる者は、本大学の次の学校に在籍する学生(科目等履修生、研修生および研究生を含む。)および生徒ならびに入学志願者とする。

- 一 学部および大学院
- 二 各高等学院
- 三 各芸術学校

(減免対象となる学費等)

第3条 減免の対象となる学費等は次のとおりとする。

- 一 授業料、施設費、実験実習料、学生読書室図書費、演習料、実験演習料、研究指導料および聴講料
- 二 諸会費のうち大学が指定するもの
- 三 入学金
- 四 基礎教育充実費
- 五 入学検定料および選考料
- 六 在籍料

(対象災害および減免基準)

第4条 学費等減免の対象となる災害および地域は、その発生状況および被害状況等を勘案しその都度大学が指定する。

2 被害の程度による学費等の減免基準は別表のとおりとする。ただし、災害の時期、規模および地域により、当該災害についての減免基準等を定めることがある。

(減免の申請)

第5条 学費等の減免を受けようとする者は、大学が指定する期日までに、別に定める申請書および被害の程度を証明するもの等を大学に提出しなければならない。

(審査)

第6条 大学は、申請のあった者について書類選考のうえ減免対象者を決定する。ただし、必要に応じて別の審査方法をとることがある。

(所管)

第7条 この学費等減免に関する制度は、教務部および学生部が所管する。

附則

この細則は、2003年11月11日から施行する。

附則(2010年1月15日規約第09 58号の3)

この細則は、2010年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

収入状況	収入喪失	収入激減	変化なし
家宅等 被災状況			
全壊	1年間の学費等免除	1年間の学費等免除	1年間の学費等免除
半壊	1年間の学費等免除	1年間の学費等免除	半期分の学費等免除
一部損壊	1年間の学費等免除	半期分の学費等免除	不採用
被害なし	1年間の学費等免除	半期分の学費等免除	不採用

備考

- 1 減免となる学費等(入学検定料を除く。)は、災害発生日以降最初に納入期日が来る期のものから対象とする。
- 2 入学検定料の減免は、前項の対象期の入学に関わるものを対象とする。
- 3 1年間の学費等免除の対象者であっても、半期で卒業・修了となる場合は、当該学期分の免除を限度とする。
- 4 災害発生日が属する期以前の学費が未納であり、かつ学費支払の目処が立たない場合、未納である期の学費等を減免の対象とすることもある。